

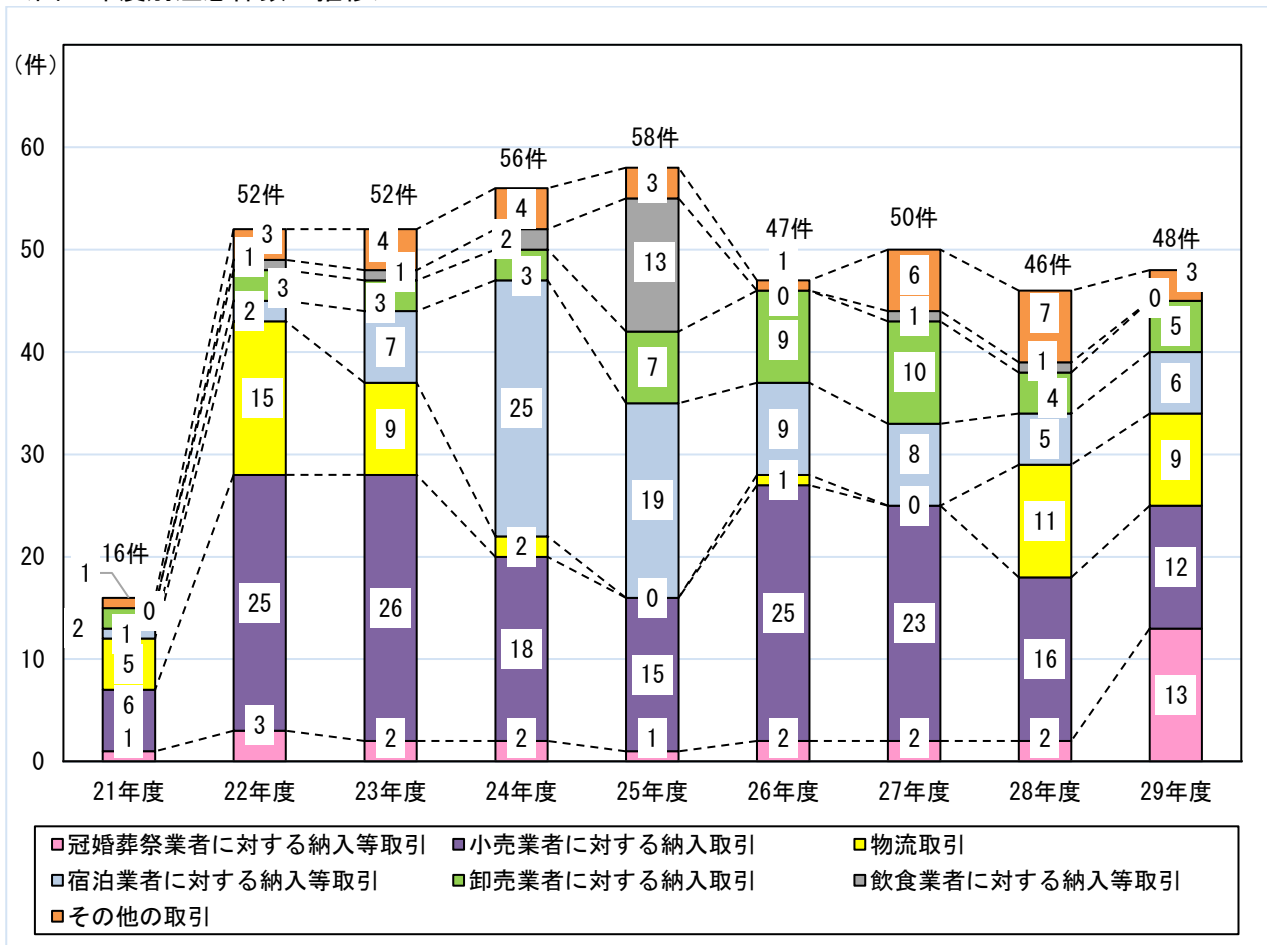
平成29年度における優越タスクの取組状況

第1 処理の状況

1 処理概況

公正取引委員会は、平成21年に、「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。平成29年度においては、優越タスクを活用して、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして、48件の注意を行った。

＜図：年度別注意件数の推移＞



2 注意の件数及び内容

- (1) 注意を行った48件を取引形態別にみると、上図のとおり、冠婚葬祭業者に対する納入等取引が13件と最も多く、次いで小売業者（スーパーマーケット、ホームセンター等）に対する納入取引が12件、物流取引が9件、宿泊業者に対する納入等取引が6件、卸売業者に対する納入取引が5件、その他の取引が3件となっている。
- (2) 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、冠婚葬祭業者に対する納入等取引については、「購入・利用強制」が

26件中10件と最も多く、次いで「協賛金等の負担の要請」が7件となっている。

また、小売業者に対する納入取引については、「従業員等の派遣の要請」が31件中11件と最も多く、次いで「協賛金等の負担の要請」が8件となっている。

さらに、物流取引については、「減額」が17件中6件となっており、次いで「支払遅延」が4件となっている。

なお、取引形態に関係なく、優越タスクにおいて注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「購入・利用強制」が24件と最も多く、次いで「協賛金等の負担の要請」が22件となっている。

<表：注意事項の行為類型一覧>

(単位：件)

取引形態 行為類型	冠婚葬祭業者 に対する 納入等取引	小売業者に 対する 納入取引	物流取引	宿泊業者に 対する 納入等取引	卸売業者に 対する 納入取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	10	5	1	6	1	1	24
協賛金等の負担の要請	7	8	1	1	4	1	22
従業員等の派遣の要請	1	11	0	0	0	0	12
その他経済上の利益の 提供の要請	6	1	0	1	0	1	9
返品	1	4	0	0	0	1	6
支払遅延	0	0	4	1	0	0	5
減額	0	2	6	0	0	0	8
取引の対価の一方的決 定	0	0	2	0	0	0	2
その他	1	0	3	0	0	0	4
合計	26	31	17	9	5	4	92

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(48件)と行為類型の内訳の合計数(92件)とは一致しない。

(3) 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

第2 効率的・効果的な処理

1 効率的な処理

(1) 優越タスクにおいては、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為類型に特化した調査を行うことで事例や処理方法の蓄積を図り、これを積極的に活用することにより、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

なお、下請法に基づき勧告又は指導した関係事業者についても、必要に応じ、下請法上の下請事業者該当しない取引先に対する行為について更なる調査を行い、独占禁止法上の優越的地位の濫用行為につながるおそれがみられた場合には、注意を行っている。

(2) 平成29年度に優越タスクにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約41日であった(前年度は約36日)。

2 効果的な処理

優越タスクにおいては、関係事業者に対し、優越的地位の濫用行為として違反につながるおそれがあるとして注意を行うに際しては、職員が関係事業者の事務所に直接出向き、又は、関係事業者を公正取引委員会に招致して、小売業者に対する納入取引の事案であれば仕入れ等の責任者（担当取締役等）と面談を行っている。

この関係事業者との面談では、パンフレット等を用いて、優越的地位の濫用行為が禁止されている趣旨、目的等を詳細に説明し、これらについて十分理解を得ることとしている。

さらに、優越タスクでは、過去に注意を行った事案のフォローアップ調査を行っているところ、関係事業者の取引先事業者からのヒアリングにおいて取引環境の改善がみられるなど、過去の注意による効果が確認できている。

また、優越タスクの調査を契機に関係事業者がグループ会社の状況も含めて優越タスクに報告することにより、当該関係事業者のみならず、グループ会社の改善が図られたものもあった。

別紙

優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

1 冠婚葬祭業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 冠婚葬祭業を営むAは、購買担当者から、取引先事業者に対し、Aの運営する施設において開催するイベントのチケット、Aが販売する仏具関連商品及びお節料理の購入を要請していた。
- (2) 冠婚葬祭業を営むBは、代表取締役等名義の要請文書等により、取引先事業者に対し、Bが販売するお中元商品、お歳暮商品及びお節料理の購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (3) 冠婚葬祭業を営むCは、取引先事業者に対し、ゲートボール大会の運営費の一部に充てるための協賛金の負担を要請していた。
- (4) 冠婚葬祭業を営むDは、葬儀施設又は婚礼施設の新規オープンに際し、取引先事業者に対し、当該施設を装飾する生花の購入費用に充てるための協賛金の負担を要請していた。

従業員等の派遣の要請

- (5) 冠婚葬祭業を営むEは、葬儀施設の内覧会に際し、取引先事業者に対し、駐車場の誘導を行わせるため、従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担することなく、従業員等の派遣を要請していた。

その他経済上の利益の提供の要請

- (6) 冠婚葬祭業を営むFは、取引先事業者に対し、紹介手数料等の対価を支払うことなく、婚礼、葬儀等の顧客や、互助会、保険等への入会者を紹介するよう要請していた。
- (7) 冠婚葬祭業を営むGは、取引先事業者に対し、Gの運営する施設において開催するブライダルフェア等で使用するお土産や景品を無償で提供するよう要請していた。

2 小売業者に対する納入取引

購入・利用強制

- (1) 食品スーパーマーケット業を営むHは、購買担当者から、取引先納入業者に対し、

Hが販売する恵方巻，うなぎの蒲焼，クリスマスケーキ及びお節料理の購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (2) ホームセンター業を営むIは，取引先納入業者に対し，算出根拠等を明確にすることなく，初売り時に行う餅つき大会等のイベント費用，アドバルーン設置費用等に充てるための協賛金の負担を要請していた。
- (3) 食品スーパーマーケット業を営むJは，取引先納入業者に対し，算出根拠等を明確にすることなく，チラシ作成，値引き費用等に充てるための協賛金の負担を要請していた。

従業員等の派遣の要請

- (4) ドラッグストア業を営むKは，店舗の新規開店，改装開店及び移転に際し，取引先納入業者に対し，当該納入業者が納入した商品であるか否かを問わず商品の陳列作業等を行わせるため，従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担することなく，従業員等の派遣を要請していた。
- (5) 食品スーパーマーケット業を営むLは，店舗の新規開店及び改装開店に際し，取引先納入業者に対し，当該納入業者が納入した商品であるか否かを問わず商品の陳列作業等を行わせるため，請求のなかった取引先納入業者に対して従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担することなく，従業員等の派遣を要請していた。

返品

- (6) 食品スーパーマーケット業を営むMは，取引先納入業者に対し，店舗の改装や閉店の際に売れ残った商品について，あらかじめ返品対象商品や返品時期といった具体的な返品条件を定めることなく，また，返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく，返品を要請していた。

減額

- (7) ホームセンター業を営むNは，店舗の改装や棚替えによって棚から外れた商品の値引き販売に際し，取引先納入業者に対し，当該値引き販売による利益減少分を確保するため，「処分費」の名目で納入代金から減額するよう要請していた。

3 物流取引

支払遅延

- (1) 建設工事業を営むOは，請求書の処理を放置し，取引先物流事業者に対し，あらかじめ定めた支払期日までに運送代金を支払っていなかった。

減額

- (2) リサイクル業を営むPは、取引先物流事業者に対し、Pの業績悪化に伴う収益改善のため、毎月の運送代金に数パーセントを乗じて得た額を減額するよう要請していた。
- (3) 木材・木製品製造業を営むQは、運送代金の支払方法を手形払から銀行振込払に変更した取引先物流事業者に対し、運送代金から手形割引料相当額を減額するよう要請していた。

取引の対価の一方的決定

- (4) 物品賃貸業を営むRは、取引先物流事業者に対し、実走距離よりも短い直線距離によって運送代金を計算し、本来支払うべき運送代金に比べて低い額の運送代金を一方的に決定していた。

その他

- (5) 木材・木製品製造業を営むSは、取引先物流事業者に対し、期間131日の手形を交付していた。
- (6) 木材・木製品製造業を営むTは、取引先物流事業者に対し、構造材等をTの下からTの顧客の下まで運送することを発注内容としているところ、T又は顧客の都合により待機させ、発注内容を変更したにもかかわらず、無償で待機するよう要請していた。

4 宿泊業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 宿泊業を営むUは、購買担当者から、取引先事業者に対し、Uの運営するホテルにおいて開催するビアガーデンのチケット、Uが販売するお節料理及び当該ホテルの利用券の購入を要請していた。

その他経済上の利益の提供の要請

- (2) 宿泊業を営むVは、取引先事業者に対し、Vの運営するホテルにおいて開催するビッグ大会で使用する景品を無償で提供するよう要請していた。

5 卸売業者に対する納入取引

購入・利用強制

- (1) 食料品の卸売業を営むWは、取引先事業者に対し、Wが販売する加工食品について、数量を指定して購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (2) 機械器具の卸売業を営むXは、周年記念セール等の際し、取引先納入業者に対し、算出根拠等を明確にすることなく、得意先に提供するギフト商品、旅行券及びコンサートチケットの費用に充てるための協賛金の負担を要請していた。

6 その他の取引

協賛金等の負担の要請

- (1) 持ち帰り・配達飲食サービス業を営むYは、取引先納入業者に対し、算出根拠等を明確にすることなく、店頭に掲示するポスター、のぼり等の販促商材の製作費用等に充てるための協賛金の負担を要請していた。

その他経済上の利益の提供の要請

- (2) 娯楽業を営むZは、取引先事業者に対し、社内行事におけるビンゴゲーム等で使用する景品を無償で提供するよう要請していた。